

平成 3 0 年度予算案の概要

～長時間労働の是正など「働き方改革」実現
に向けた労働環境の整備・生産性の向上～

平成 29 年 12 月
労働基準局

平成30年度労働基準行政関係予算案の概要

(単位：百万円)

区 分	29年度 当初予算額	30年度 予算案	増▲減額	対前年比	備 考
一 般 会 計	(4,018) 3,451	3,937	486	114.1%	
(うち義務的経費)	1,277	2,153	876	168.6%	
(うち裁量経費)	(2,771) 2,174	1,784	▲ 390	82.1%	
労働保険特別会計労災勘定	1,045,786	1,055,261	9,475	100.9%	
保 険 給 付 費 等	872,700	870,182	▲ 2,518	99.7%	
労働保険特別会計雇用勘定	792	795	2	100.3%	
労働保険特別会計徴収勘定	69,863	70,045	181	100.3%	
総 計	1,119,892	1,130,037	10,145	100.9%	

平成 30 年度予算案のポイント

労働基準局

(注) () 内の計数は、平成 29 年度当初予算額を示したもの

第1 働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、賃金引上げなどにより、労働環境の整備・生産性の向上を図る。

1 非正規雇用の処遇改善

1.7億円(1.5億円)

(1) 無期転換ルールの円滑な運用

1.7億円(1.5億円)

労働契約法に基づく有期労働契約の無期転換が平成 30 年度から本格的に行われることを踏まえて、周知徹底、導入支援、相談支援を行い、無期転換ルールの円滑な運用を図る。

2 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり

191億円(131億円)

(1) 長時間労働の是正

143億円(86億円)

① 生産性を高めながら働く時間の縮減等に取り組む事業者等の支援【一部新規】

47億円(15億円)

- ・ 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。
- ・ 過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、47 都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。

- ② **医療従事者等の業種ごとの勤務環境の改善等【一部新規】** 49億円（21億円）
- ・ 働き方改革実行計画において、医師については時間外労働規制の対象となることから、医師の長時間労働是正に向け、相談体制の強化を図ること等により、都道府県医療勤務環境改善支援センターがより効率的・効果的な支援を行う。
 - ・ トラック運送事業については、荷主とトラック運送事業者の協働による労働時間の短縮や、労働時間の改善に向けたハンドブック等の作成に取り組む。
 - ・ 建設業については、新たに時間外労働の上限規制に対応するための助成金の支給対象とするなど、長時間労働の是正、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。
 - ・ 情報サービス業（IT業界）については、業界団体等と連携し個別訪問によるコンサルティングを実施するなど、長時間労働対策を推進する。
- ③ **勤務間インターバルの導入促進【一部新規】** 15億円（7.4億円）
- 勤務間インターバルを導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知等を通じて、勤務間インターバルの普及促進を図る。
- ④ **長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等【一部新規】** 23億円（12億円）
- ・ 時間外及び休日労働協定（36協定）未届事業場に対し、民間事業者を活用し、自主点検を実施した上で、36協定制度を始めとした労働条件に係る集団や訪問による相談指導等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、適法な36協定の締結に向けたきめ細やかな相談支援を実施する
 - ・ 新規起業事業場に対し、労務管理等に係る知識付与のためのセミナー等を行う。また、介護事業者に対し、基本的な労務管理等の要点を理解するためのセミナー及び個別指導を実施する。
 - ・ 都道府県労働局及び労働基準監督署に配置している時間外及び休日労働協定点検指導員等を増員することにより、相談や助言指導体制を充実させるとともに、労働基準監督官OBを活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導体制の強化を図る。
- ⑤ **過労死等の防止【一部新規】** 130億円（78億円）
- 過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づき、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

(2) 健康に働くことができる職場環境の整備 **46億円(37億円)**

① 産業医・産業保健機能の強化等【一部新規】

- ・ 全国の産業保健総合支援センターにおける産業医・保健師などによる訪問指導の拡充、産業保健関係者や事業者向け産業保健研修の充実等により、中小企業等の産業保健活動を支援する。
- ・ 小規模事業場等に対する助成等の支援により、ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

(3) 労働者が安全に働くことができる環境の整備 **93億円(81億円)**

① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進【一部新規】

82億円(71億円)

- ・ 労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の配置やリスクアセスメントの普及の促進等を通じて企業の自主的な安全衛生活動の取組、転倒災害防止対策や介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。
- ・ 墜落・転落災害防止対策の充実強化に向けた検討など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の大会施設の建設工事や首都圏で増加する各種建設工事における安全衛生対策の徹底を図る。
- ・ 製造業については、施設の老朽化等による労働災害に対応した安全対策の推進及びリスクアセスメントや機能安全による機械設備の安全対策の促進を図る。
- ・ 伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

② 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進【一部新規】 **2.5億円(1.6億円)**

中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援、一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報など、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の施行を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康確保対策の推進を図る。

③ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底 **10億円(9.4億円)**

- ・ 化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート(SDS)の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を促す「ラベルでアクション」を推進する。また、小規模事業場等への相談窓口の設置、実践的な指導・援助等を行う。
- ・ 建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿の使用の有無の調査(事前調査)を徹底するなど施策の充実を図る。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして8,702億円(8,727億円)を計上

3 柔軟な働き方がしやすい環境整備

1.1億円(0.9億円)

(1) 副業・兼業の普及促進【一部新規】

1.1億円(0.9億円)

働き方改革実行計画を踏まえ、柔軟な働き方のひとつとして、長時間労働を招かないよう配慮しつつ、副業・兼業の推進に向けたガイドライン等を策定し、周知を行うことにより副業・兼業の普及促進を図る。

4 生産性向上、賃金引上げのための支援

26億円(17億円)

(1) 最低賃金や賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援【一部新規】

26億円(17億円)

- ・ 最低賃金の引上げの対応に向けて、生産性の向上に資する設備投資等への助成の拡充により、賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者を支援する。
- ・ 働き方改革推進支援センターにおける専門家による業務改善方法の提案や、生活衛生関係営業者に対する収益力向上に関するセミナーへの専門家派遣など生産性向上等のための取組を進める。

(参考)【平成29年度補正予算案】

○ 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

6億円

「生産性革命」に向けた集中的な支援を早期に図る観点から、生産性の向上に資する設備投資等を行い、事業場内の最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対する助成金について、その支給対象地域を全国に拡大する。

第2 若者、外国人等の多様な働き手の参画

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、若者等の活躍促進、外国人材の受入れ強化などにより、多様な働き手の参画を図る。

1 若者の活躍促進

4. 1億円(3. 8億円)

- (1) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化 4. 1億円(3. 8億円)
- ・ 常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」の相談体制を拡充するとともに、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を引き続き運営する。
 - ・ 地域において若い労働者等を対象に自治体等が主催するセミナー等で活用できる労働法に関する学習プログラムの開発を行うとともに、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等にかかるシンポジウムを開催する。

2 治療と仕事の両立

14億円(11億円)

- (1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進【一部新規】 14億円(11億円)
- ・ 労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成28年2月策定の「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の普及推進など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。
 - ・ 企業における治療と仕事を両立させるための制度の導入に対して助成金による支援を行う。
 - ・ 主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターを育成・配置する。
 - ・ 主治医、会社、産業医が効果的に連携するためのマニュアルの作成・普及を行う。
 - ・ がん、難病、脳卒中、肝疾患等について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴や、両立支援に当たっての留意事項を示した企業向けの疾患別サポートマニュアル等の作成・普及を行う。

3 外国人材の受入れ

1.4億円(1.3億円)

- (1) 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用 1.4億円(1.3億円)
技能実習法に基づき、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用を図る。

第3 健康で安全な生活の確保

1 健康増進対策

31億円(10億円)

- (1) 受動喫煙防止対策の推進【一部新規】 31億円(10億円)
受動喫煙防止対策助成金の活用など、職場における受動喫煙防止対策を推進する。

第4 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援

- 1 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策 2.1億円(2.7億円)
東日本大震災及び熊本地震の被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。
- 2 東京電力福島第一原発作業員への対応 9.4億円(9.4億円)
・東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の開設により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。
・被ばく線量管理データを活用し緊急作業従事者の健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。

平成30年度労働基準行政関係予算案主要事項一覧表

(単位:百万円)

事 項	29年度予算	30年度予算案
第1 働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上		
1 非正規雇用の処遇改善		
(1)無期転換ルールの円滑な運用	154	173
2 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり	13,077	19,073
(1)長時間労働の是正	8,623	14,321
①生産性を高めながら働く時間の縮減等に取り組む事業者等の支援	1,459	4,659
②医療従事者等の業種ごとの勤務環境の改善等	2,095	4,948
③勤務間インターバルの導入促進	737	1,451
④長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等	1,168	2,341
⑤過労死等の防止	7,822	12,995
(2)健康に働くことができる職場環境の整備		
①産業医・産業保健機能の強化等	3,730	4,618
(3)労働者が安全に働くことができる環境の整備	8,051	9,259
①第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進	7,075	8,225
②建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進	155	250
③化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底	942	1,001
3 柔軟な働き方がしやすい環境整備		
(1)副業・兼業の普及促進	89	109
4 生産性向上、賃金引上げのための支援		
(1)最低賃金や賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援	1,725	2,593
第2 若者、外国人等の多様な働き手の参画		
1 若者の活躍促進		
(1)若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化	385	410
2 治療と仕事の両立		
(1)治療と仕事の両立支援に関する取組の促進	1,083	1,446
3 外国人材の受入れ		
(1)外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用	125	139
第3 健康で安全な生活の確保		
1 健康増進対策		
(1)受動喫煙防止対策の推進	1,028	3,077
第4 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援		
1 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	269	208
2 東京電力福島第原発作業員への対応	938	941

働き方改革に向けた労働時間等のルールの定着(一部新規)

平成30年度予定額 106,651(89,272)千円

労働契約法等のセミナー事業

働き方や休み方の見直しに向けた労使の自主的な取組を促進するため、その前提となる労働時間や労働契約等に関するルール等について、中小企業主や労働者を対象としたセミナー等を以下のとおり開催。

①一般労働者・事業主向けセミナー

- ・37府県(以下の10都道府県を除く)×3回開催
- ・10都道府県(北海道、宮城、東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島、福岡)×5回程度開催

②中小零細企業等向けセミナー

- ・47都道府県で3回ずつ開催

※ ①②のセミナー後に、個別相談コーナーを設け、労働時間や労働契約、無期転換ルールの導入、副業・兼業等に関する相談対応を実施

③労働者向け勉強会への講師派遣【新規】

- ・47都道府県で2回ずつ開催

無期転換ルールの円滑な適用(拡充)

平成30年度予定額 66,513(64,873)千円

平成30年4月から本格的に無期転換申込権が発生することから、無期転換ルールの円滑な適用に向け、以下の取組を行う。

①無期転換ルールに関する取組に対する支援等

- ・無期転換ルールへの対応を検討している企業に対するコンサルティングの実施

②無期転換制度の周知・広報

- ・新聞、求人情報誌等への広告
- ・インターネット(バナー広告含む)を活用した周知広報等

過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し

30年度予定額：6,139,199（2,794,813）千円

○時間外労働等改善助成金（職場意識改善助成金から改称）の支給

中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む場合に、その費用の助成を行う。

①時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成。助成率3/4～4/5、上限額200万円。 ※建設業、自動車運転業についても支給対象とする。

②勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成。助成率3/4～4/5、上限額50万円。

③職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成。助成率1/2～4/5、上限額150万円。

④団体推進コース

3社以上で構成する中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に要した費用を助成。上限額500万円（都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体（10社以上）の場合、上限額1,000万円）。

【30年度予定額：3,501,528（1,088,951）千円】

○長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組への技術的な支援

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進など働き方・休み方の見直しを一層促進することが重要であることから、労使への支援等を積極的に推進する。

①働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及（指標活用事例の収集、ポータルサイトの活用）

②生産性が高く、仕事と生活の調和のとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催

③働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導

④業界団体等と連携したIT業界の長時間労働対策（企業に対するコンサルティングの実施、セミナーの開催）

⑤関係機関と連携した労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助等の実施 等

【30年度予定額：2,285,337（1,373,066）千円】

○年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進

年次有給休暇の取得促進に向けた労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の気運の醸成を図る取組を推進する。

①年次有給休暇を取得しやすい時季を捉えた休暇取得促進に係る効果的な情報発信

②「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」の実施

【30年度予定額：216,784（214,658）千円】

○特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及

病気休暇をはじめとした労働者の健康の回復、心身のリフレッシュのためや、地域活動・ボランティア活動への参加等特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及促進

【30年度予定額：28,899（28,866）千円】

○働き方改革に向けた労働時間等のルールの定着

働き方・休み方の改善に向けた労使の自主的な取組を促進するため、その前提となる労働時間や労働契約等に関するルール及び副業・兼業に関するガイドラインについて、中小企業主や労働者を対象としたセミナー等を開催

【30年度予定額：106,651（89,272）千円】

平成30年度 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組の充実につなげる。

30年度予定額 585,777 (303,496)千円

30年度

医療機関に対する相談支援の実施【拡充】

○全国47都道府県の「医療勤務環境改善支援センター」へ、医療労務管理アドバイザー(1~4名)等を配置し、アウトリーチ型の支援を強化し、より一層医療機関に対する労務管理全般にわたる支援を実施。

勤務環境改善に向けた調査研究【拡充】

○医療機関における労働実態(時間外労働、夜勤、連続勤務等)及び勤務環境改善マネジメントシステムの実施状況並びに支援センターにおける活動状況の把握・分析を行い、勤務環境改善に関する前年度までの政策効果を検証し、更なる推進方策の検討(医療勤務環境改善マネジメントシステムの改良・精緻化等の検討を含む)を行う。
○医療機関に対する実態調査を実施(対象を有床診療所に拡充)

「勤務環境改善マネジメントシステム」の普及促進【継続】

○全国47都道府県においてセミナーを開催。
○勤務環境改善マネジメントシステムに関するリーフレット等を配布。

医療分野の「雇用の質」データベースサイトの運営【継続】

○勤務環境改善に関する好事例等、医療機関が自主的に勤務環境の改善に取り組む際に活用できるデータベースサイト(いきサポ)を継続運営。

長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組【一部新規】

概要

- ・ 過重労働の解消については、平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、平成32年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%、年次有給休暇取得率を70%とする目標が掲げられている。
- ・ 週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は、1割弱で推移しているとともに、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数、支給決定件数も高水準で推移している。
- ・ 平成28年12月26日に長時間労働削減推進本部において「『過労死等ゼロ』緊急対策」が決定された。また、平成29年3月28日には働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」が策定され、「長時間労働の是正のための監督指導の徹底」等が盛り込まれた。

長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組【拡充】 平成30年度予定額 2,340,679(1,168,011)千円

- 長時間労働の抑制及び過重労働の防止対策【拡充】 990,766(167,422)千円
 - ・ 36協定未届事業場に対する相談指導業務【新規】 812,872(0)千円
36協定未届であって労働者数が10人以上の事業場に対し、自主点検、集団や訪問での36協定制度を始めとした労働条件に係る相談指導を実施。
 - ・ 過重労働解消キャンペーンの実施 122,319(111,923)千円
過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得するためのセミナー(全国47か所計49回)の実施、パンフレット等の作成・配布。
 - ・ インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業 55,575(55,499)千円
インターネット上の求人情報、書き込み等の各種情報を監視し、長時間労働等が疑われる問題事業場情報を収集。
- 労働時間管理適正化指導員の配置【拡充】 499,885(428,799)千円
労働時間管理適正化指導員を154(144)人配置し、特別条項付きの時間外及び休日労働協定届を届け出た事業場など、長時間労働が疑われる事業場等に対する自主点検や、労働時間管理適正化のための指導が必要な事業場に対し訪問指導を実施。
- 時間外及び休日労働点検指導員の配置【拡充】 336,527(202,265)千円
時間外及び休日労働協定点検指導員300(198)人を配置し、労働基準監督署における時間外及び休日労働協定届の受理に際し、同協定が限度基準に沿ったものになるよう点検及び窓口指導を行う。
- 労働基準監督官(非常勤)(仮称)の配置【新規】 79,352(0)千円
労働基準監督官OBを活用(54人)し、長時間労働が疑われる事業場や、新規把握事業場等を含めた事業場の監督指導に当たらせる。
- 新規起業事業場対策【一部拡充】 112,017(113,931)千円
新規起業事業場に対し、基本的な労務管理の要点についてのセミナーの開催(全国で計24回)や個別訪問指導等を行うとともに、WEB上(※)で労務管理等のポイントについて診断を受けられるサービスを実施。(※)新たに就業規則等作成支援機能を追加
- 介護事業場就労環境整備事業 45,658(45,658)千円
介護事業者に対し、基本的な労務管理等の要点を理解するためのセミナー(全国で計47回)及び個別指導を実施する。
- 月平均80時間超えの36協定届出事業場に対する支援の充実【新規】 249,978(0)千円
時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナー(全国で計600回)を開催。